

指標 5.3.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 5.3.1 15歳未満、18歳未満で結婚又はパートナーを得た20～24歳の女性の割合

ターゲット 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。

ゴール 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

定義及び根拠

- 定義
調査年に届出をした妻の同居時年齢が24歳以下の婚姻件数
- 概念
同居時年齢とは、結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早い方の年齢である。
- 根拠及び解釈
人口動態調査は、婚姻の届け出をした時点の調査であり、各調査年における各歳の婚姻件数を把握できるが、日本では、女性の婚姻は、民法上16歳以上とされていることから届出時年齢が16歳未満の婚姻は把握していない。

データソース及び収集方法

人口動態統計

算出方法及びその他の方法論的考察

- 算出方法
なし
- コメントと限界
人口動態調査では、指標にある「20～24歳の女性がパートナーを得た時期」は把握できない。

データの詳細集計

妻の同居時年齢（総数及び15～24歳）別婚姻数（調査年に結婚生活に入り

届け出たもの)

参考

(最新年の 2017 年版)

中巻 婚姻 第 5 表

婚姻件数 (平成 29 年に結婚生活に入り届け出たもの), 夫の同居時の年齢
(各歳)・妻の同居時の年齢 (各歳)・夫の初婚 - 再婚・妻の初婚 - 再婚別

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000031743472&fileKind=1>

データ提供府省

厚生労働省

関連政策府省

法務省

担当国際機関

国際連合児童基金 (UNICEF)